

整理番号	10-4	事務事業名	税制事務		作成部署	総務部税務課	電話	内線829
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	西野隆夫	課長職名	安富正史	平成17年6月	
事務事業開始年度		根拠法令等	地方税法第3条 (地方税の賦課徴収に関する規定の形式)					
" 終了予定年度								
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	地方税法の改正に伴う市税条例・規則の改正管理を行う。あわせて減免規則等の市税事務に関する規則について検討し市税事務の円滑な運営を図る。							

1 計画(プラン)

上位施策との関連(総合計画での位置付け)	章	生き生きとした交流と連携のまち	(第3章)
	節	開かれた市制	(第5節)
	施策	行財政運営	(第4施策)
目的(ここから成果指標を導きます)	対象(誰、又は何を)	市税の賦課徴収に関する条例・規則	
	意図(何をねらっているのか、対象をどのような状態にしたいのか)	地方税法の改正により、市税条例・施行規則について必要な改正を行う。市が定める条例等の管理を行う。	
手段(ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(補助金等の場合は団体等の活動内容)	16年度まで	平成16年度地方税法改正に伴い市税条例の改正を行う。平成17年度地方税法改正に伴い一部について市税条例の改正の専決処分を行う。不動産登記法の改正に伴う市税条例の一部改正を行う。行政事件訴訟法の改正に伴い、市税関係の様式の整備を行う。
		17年度	平成17年度地方税法改正に伴い、専決処分以外の市税条例の改正を行う。平成18年度税制改正については、施行日の関係から急を要するものについて専決処分を行う。所得税・市民税についての制度改正が市民生活に大きな影響を及ぼすことから、市役所内関係各課を対象に税制改正説明会を実施する。

2 実施(ドウ)

【事業費の推移】

(単位:千円)

区 分		15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金				
	地方債				
	その他特財				
	一般財源	16	360	442	440
	合計	376	367	442	450
人件費(概算)	人数(年間)	0.20	0.30	0.30	0.30
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	1,800	2,700	2,700	2,700
総事業費 +		2,176	3,067	3,142	3,150

【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	条例改正件数	条例改正 2	条例改正 2	条例改正 2	条例改正 2
	規則改正件数		規則改正 1		
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	(代替指標)				
	条例改正件数	条例改正 2	条例改正 2	条例改正 2	条例改正 2
	規則改正件数		規則改正 1		
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)					

整理番号 10-4

3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等
 近年、地方税法の改正は個人市民税・固定資産税を中心に毎年大幅に行われている。市税の賦課根拠としての地方税法及び市税条例の改正に係る事務は重要となってきている。他自治体においても税制担当を独立させ適切な事務管理を確保している。

【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	地方税法第3条他に規定されている事務	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	租税法定主義の法則から、市税の賦課徴収に条例の整備は不可欠	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。他の手段や委託化などの可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	市税条例の改正は、国の通知に基づいて条例整備を行っているため委託等の必要はない。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	現状で受益者負担はない。	

【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	地方税法の改正にあわせ、市税条例・規則の改正が円滑に行われている。	税制改正内容の各税目担当への説明会等を実施し、改正内容の周知徹底を図る。
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	実際の賦課徴収事務については、上位法である地方税法を参照するケースが多く、条例については補足となっている。しかし、規則に関しては市独自の判断によるものも有り、市の現状により迅速に対応することが可能。	

【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	条例改正事務を通じ、税制全体が各担当スタッフまで周知徹底するよう説明会の実施等を行う。税制改正による市民生活への影響も予想されることから関係課税担当と協力し広報紙等による啓発を行う。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり。なお、新たな行政課題への対応や市独自の施策を展開するための財源確保策として、法定外目的税など新税の導入を検討していくこと。